

# 営農型太陽光発電の一時転用許可制度に関するとりまとめ方針（案）（資料3）

## 1. 課題

- ① 営農型太陽光発電は、**農業生産と再生エネルギーの導入を両立させることが本来の姿**。
  - ② しかしながら、関係者からのヒアリング、現地視察等の結果、以下の実態が判明。
    - ア 地域の農業者が営農改善のために始めるのではなく、**発電事業者が、転用できる農地が見つからないため営農型太陽光発電に参入し、農業に精通していない者を営農者として地域外から連れて来ることから、営農がおろそかになるケースが散見**
    - イ **営農者は、発電事業者の売電収入からの還元を前提に経営**。作物の選択や計画的な栽培・販売などを十分考慮せず、**農業経営として適切かつ継続的に取り組む意識が希薄**
  - ③ 制度の具体的な仕組みが技術的助言である通知に定められており、法令の解釈が許可権者自らの判断となるため、許可権者は訴訟リスク等を意識し、**許可取消等の厳格な対応に躊躇**
- ※ 本制度は、農地における適切な農業生産を条件に一般家庭から高い電気料金を徴収して成り立っているにもかかわらず、**営農が十分に行われていない状況を放置しておくことは、公益上問題**である。

## 2. 見直しの方向

上記を踏まえ、**営農と発電の両立を徹底する観点**から、以下について一時転用許可制度に関する**法令の見直し**を行う。

- ① 営農の適切な継続が認められない場合は**営農の改善を求め**、それでも**改善されないときは**、一時転用許可及びF I T認定の取り消しが適切に行われるようにする。
- ② **地域で実績のない作物の導入等**による、**安易な新規参入が認められないようにする**。

## 3. 具体的な対応(案)

- ① 営農型太陽光発電に関する**一時転用の許可基準等を法令に位置付け**
- ② 営農状況（収穫量等）に加え、**営農計画書・収支計画書・実績報告書の提出を法令で義務付け**
- ③ 発電事業者の適格性確保のため、**転用許可違反者の情報を自治体間で共有**